

「コンサドーレ札幌」関東地区後援会規約（案）

（名称）

第1条 この会は、「コンサドーレ札幌」関東地区後援会（以下「本会」という。）と称します。

（管轄地域）

第2条 「本会」は、関東地方全域（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）を持ってその範囲とします。

（目的）

第3条 「本会」は、「コンサドーレ札幌」北海道後援会（以下「北海道後援会」という。）の地域組織として、「コンサドーレ札幌」の発展を支援することを目的とします。

また、コンサドーレ札幌の応援活動を支援し、親睦並びに交流を深めることを目的とします。

（事業）

第4条 「本会」は、前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとします。

- （1）管轄地域の団体、個人等への後援会加入の呼びかけと会員の募集
- （2）チームのPRに関する事
- （3）「北海道後援会」本部と共同して行う事業及び、その他、目的達成に必要なこと

（会費）

第5条 会費は、「北海道後援会」規約に基づき、年額一般会員1口5,000円、ジュニア会員（中学生以下）1口2,000円とします。

2 「本会」が取りまとめた会員の会費及び名簿は、会員登録をするうえから、随時「北海道後援会」本部に送付するものとします。

（組織）

第6条 「本会」に次の役員を置くこととします。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 数名
- （3）理事 数名
- （4）監事 2名

2 「本会」の事務を処理するために事務局及び会長が指名する事務局長を置き、事務局は役員会が決定した業務及び予算を執行するものとします。なお、事務局は「きまめ屋ビーンズ」内に置くものとします。

（役員を選任）

第7条 役員は、「本会」の管轄地域の後援会会員の中から総会において選任します。

2 役員任期は、その就任の日から2年間とします。ただし、補欠または増員で就任した役員任期は現任役員残任期間と同一とします。また、任期満了において次期役員が選任されていない場合は、

次期役員が選任されるまでの期間、任期を延長します。なお、再任は妨げないものとします。

(役員職務)

第8条 会長は、「本会」を代表し、会務を統括します。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ定めた順序に従いその職務を代行します。

3 理事は、「本会」の事業の企画運営にあたるものとします。

4 監事は、会計の監査を行うものとします。

(顧問)

第9条 「本会」には、顧問を置くことができます。

2 顧問は、役員会において推薦し、会長が委嘱します。

3 顧問は、「本会」の運営について、必要に応じて意見を述べられることとします。

(会議)

第10条 会議は、総会及び役員会とし、会長がこれを招集し、会長が議長となります。

(会議の議決)

第11条 総会及び役員会の議事は、出席した者の過半数をもって決めます。

(運営費)

第12条 「本会」の運営費は、補助金及び寄付金、並びにその他の収入をもって充てるものとします。

(会計年度)

第13条 「本会」の会計年度は、毎年2月1日から翌年1月末日までとします。

(規約の改正)

第14条 この規約は、総会の議決を持って改正することとします。ただし、総会の議決により、これを役員会に委任できることとします。

(その他)

第15条 この規約に定めのないものは、役員会において別に定めるものとします。

(附則)

1 この規約は平成18年3月25日から施行します。

2 「本会」の設立当初の役員は、第7条の規定にかかわらず、その任期は平成19年2月28日までとします。